

悪質商法ゼロの街へ向けて 主催者声明

平成19年11月29日、経済産業省・産業構造審議会・割賦販売分科会・基本問題小委員会は、最終報告を取りまとめました。

クレジット会社の適正与信の法的義務化、クレジット会社の既払金返還責任の導入、さらに特定商取引法における過量販売取消権の創設は、これまでにない画期的なものとして、経済産業省の努力に敬意を表します。

しかし、消費者保護の観点からは、まだまだ十分とは言えず、次の3点について、さらに消費者保護に役立つ改正を求めます。

1 クレジット会社の適正与信義務について

店舗販売取引でも詐欺商法や不当勧誘被害は発生しています。最終報告は、特定商取引法対象取引についてのみ、行政処分を伴う具体的調査義務を課すもので、対象が狭すぎます。特定商取引法対象取引という限定は外すべきです。

2 クレジット会社の既払金返還責任について

特定商取引法対象取引について、加盟店に不実告知や威迫困惑行為があった場合のクレジット契約の取消、既払金返還請求制度の導入は評価できます。しかし、債務不履行の場合の解除、また店舗販売の詐欺商法の場合については取り消しの対象に含まれません。これらの場合にもクレジット契約の取消しを認めるべきです。

3 特定商取引法への「過量販売取消権」導入について

高齢者の過量販売被害の多くは発覚までに多額の支払をしており、未払金の支払拒絶だけでは被害救済になりません。過量販売取消権にも、クレジット契約自体の取消及びクレジット会社の過失を要件としない既払金返還責任の導入が必要不可欠です。

私たちは、真に消費者保護に役立つ「割賦販売法の改正」とともに「悪質商法ゼロの街」の実現を目指し、これからも国会に対し強く求め続けることを宣言します。

2007年12月1日

消費者にやさしい割賦販売法の改正に向けて

東京司法書士会